

炎となり、空に立のぼり、其内に鞠の如の白物と、火玉天を突抜ごとくにして上る事夥敷而、如晝輝、吹出る煙東へ押拂、雲の内にて鳴動する事如雷、天地に響忽如落雨、火元より雲先迄如稻妻にて、夜は微塵も見へて、晝より輝略中須走村を始、みくりや領廿三日晝五ツ時分より暗して、晝夜の分も不知、始には白灰をふらし、次には白色にして鹽石のごとく大なる輕き石降、其内に火氣を含落ては則火炎と燃上る、廿三日之晝七ツに、須走村禰宜大和家ニ火の玉落忽炎燒、須走町之者、石のふるを凌ぎ立噪處に、夜九ツに又町之内へ火石落不殘須走村燒拂、廿三日ル廿七日迄五日之内砂之ふる事壹丈三尺餘下は御殿場仁杉村を切、東はみくりや領足柄迄砂のふる事或は三尺或四尺計ヅ、降積、谷河は埋て平地となり、竹木は色を片て枯山となる、人の住べき様なし、廿七日之夜中より、煙の出事日々薄して、月を越十二月九日之晩又右之如くに夥敷燒上りて、鳴動す、其夜半比何やら二度火元ル東海面へはねるを皆人聞、九日朝自煙消る、十日朝雪降、晝七ツに雲晴てあらはる、右之燒出し穴口より須走村之上へかゝり、富士山麓に大なる如寶珠の新山出る、誠に吉田之儀は、本より神職淺間之守護深き故、須走境か古坂を切、下は上の原境を切、郡内領之内少燒煙不懸殊に少も砂のふる所なし、折々煙棚引といへども、西風起て吹拂片時も暗事を不得して、旦那場へ出さる御師は廿三日ル淺間之寶前に集り、日々御山御安全天下泰平、國土安穩諸旦那長榮之御祈禱抽丹誠煙鎮迄御宮ニ參籠而感應成就、村裏無難之御札進上仕候、何も御覽之ため、如斯ニ御座候、

〔翁草三〕富士山燒之事

寶永四丁亥年十一月廿日頃ル江府中天氣曇、寒氣甚敷、朦朧たるに、同廿三日午刻時分、いづく共なく震動し、雷鳴頻にて、西ル南ル墨を塗たる如き黒雲たなびき、雲間ル夕陽移りて、物すさまじき氣色成るが、程なく黒雲一面に成り闇夜の如く、晝八時ル鼠色成る灰を降す、江府の諸人魂を